

平成25年度長野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の一層の推進を図ります。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によります。

3 本方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）とします。

4 対象となる障害者就労施設等（別表1 参照）

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下『障害者総合支援法』という。）」に基づく次に掲げる事業所・施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国、地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者を多数雇用している企業で、次に掲げるもの
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下『障害者雇用促進法』といふ。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
（※）重度障害者多数雇用事業所の要件
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の

割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等として、次に掲げるもの
- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 物品等の分類

対象品目の分類は、別表2のとおりとします。

6 物品等の調達方法

障害者就労施設等から調達が可能な物品等については、予算、規格等の支障がない限り、優先して見積・指名事業者として選定することにより、調達に努めるものとします。

7 調達の推進

次に掲げる推進体制により、調達方針等の全庁への周知徹底を図って障害者就労施設等からの物品等の調達に努めてまいります。

(1) 保健福祉部障害福祉課

- ア 優先調達方針の策定に関すること。
- イ 障害者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。
- ウ 庁内の各部局に対する情報提供に関すること。
- エ 優先調達に係る調達実績の作成・公表に関すること。

(2) 財政部契約課

- ア 優先調達方針のうち、調達（契約）の方法等、策定の補助に関すること。

(3) 部局の主管課

- ア 部局における物品等の調達実績の取りまとめに関すること。

(4) 全ての所属

- ア 所属における物品等の調達の推進に関すること。

8 調達の目標

平成25年度の調達目標額を22,000千円とします。

9 今後の検討課題

平成26年度以降の調達方針策定に向け、以下の課題について検討をしてまいります。

- (1) 障害のある方々の就業を促進するため、長野市が発注する建設工事の入札で一部実施している総合評価落札方式の拡大について検討します。
- (2) 障害者就労施設等からの調達について、物品の選定、調達の方法等について、横断的に調査・検討し、実施効果を高めるため、庁内の連絡会の開催について検討します。
- (3) 特例子会社、在宅就労障害者、重度障害者多数雇用事業所の把握方法と、情報の提供方法を検討するとともに、在宅就労障害者の個人情報をどのように提供すべきか検討します。

10 その他

- (1) 調達に関する他の施策との調和

調達の推進に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」等、調達に関する他の施策との調和に努めてまいります。

【別表 1】調達先の分類

障害者就労施設	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第15項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第26項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
障害者を多数雇用している企業	特例子会社	障害者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

【別表 2】物品等の分類

物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、お茶、農産物など
	③ 小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	④ 情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしほり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等、上記以外のサービス

※ 上表に記載のないものであっても、障害者就労施設等から調達可能な物品等であれば対象とする。